

安城市情報セキュリティ規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

安城市長 三星元人

安城市規則第25号

安城市情報セキュリティ規則の一部を改正する規則

安城市情報セキュリティ規則（平成23年安城市規則第19号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号を次のように改める。

（2）情報資産 実施機関が保有する情報であつて、次に掲げるものをいう。

ア ネットワーク及び情報システム並びにこれらに関する設備及び電磁的記録媒体

イ ネットワーク及び情報システムで取り扱うデータ（これらを印刷した文書を含む。）

ウ 情報システムの仕様書及びネットワーク図等のシステム関連文書

第2条第7号中「住民基本台帳及び固定資産課税台帳その他課税台帳の」を「個人番号利用事務及び戸籍事務等に関する」に改める。

第3条中「は、」を「は、安城市情報セキュリティ基本方針（令和8年4月1日施行）並びに」に、「セキュリティポリシー」を「情報セキュリティポリシー」に改める。

第8条第2項第7号、第21条第2項、第34条第2項及び第36条第1項中「セキュリティポリシー」を「情報セキュリティポリシー」に改める。

第38条第2項中「明記しなければ」を「明記し、又は契約内容を記録するデータに記録しなければ」に、同項第10号中「セキュリティポリシー」を「情報セキュリティポリシー」に改める。

第39条第1項並びに第41条の見出し及び同条第2項中「セキュリティポリシー」を「情報セキュリティポリシー」に改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。